

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年
宮本科第531号					
平成28年5月26日					
宮城県警察本部長					

宮城県警察科学捜査研究所運営要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察科学捜査研究所の運営については、「宮城県警察科学捜査研究所運営要綱の一部改正について（通達）」（平成18年4月19日付け宮本科第1219号）により実施してきたところであるが、別添のとおり宮城県警察科学捜査研究所運営要綱の一部を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 宮城県警察科学捜査研究所長は、鑑定嘱託を受理した鑑定資料について、鑑定を中止すべき明らかな事由が判明した場合は、鑑定を嘱託した所属に対して鑑定の中止を求めることができることとした。
- (2) 急を要する鑑定の嘱託に際しては、警察本部の事件主管課等の事前指導を受けることとした。
- (3) 文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

平成28年6月1日

宮城県警察科学捜査研究所運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県警察科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 科捜研の所員の心構え

科捜研の所員は、任務の遂行に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 科学技術の進歩及び犯罪情勢の推移に即応し得るように、常に真摯な態度で研究、鑑定等に努めること。
- 2 捜査活動に積極的に寄与し、科学捜査の推進を図るように心掛けること。
- 3 各種資機材、毒劇物、薬品その他鑑定物件の使用及び取扱い、又は現場鑑定及び検査に当たっては、常に事故防止の措置を講ずるとともに、点検整備を行うことにより資機材等の破損、故障等の未然防止に努めること。
- 4 警察本部の各所属及び県下各警察署と緊密な連携を図り、任務の円滑な遂行に努めること。
- 5 鑑定結果その他業務上知り得た事項については、宮城県警察科学捜査研究所長（以下「科捜研所長」という。）の許可なく部外に発表してはならない。

第3 鑑定資料の受理等

鑑定資料の受理及び処理については、次のとおりとする。

- 1 鑑定資料の受理に当たっては、原則として科捜研企画指導係が鑑定を嘱託した所属（以下「鑑定嘱託所属」という。）から所定の手続により受理し、鑑定を担当する科に確実に引渡しを行うものとする。この場合において、鑑定を担当する科においては、引渡しを受けた鑑定資料について鑑定嘱託書に記載の資料名、数量等と照合・確認の上、その取扱状況を明らかにしておくものとする。
- 2 鑑定資料の受理に当たっては、科捜研企画指導係において、鑑定資料の運搬方法、鑑定項目その他必要な事項について、鑑定嘱託所属を指導するものとする。
- 3 鑑定結果は、原則として鑑定を担当する所員が鑑定書、電話等により速やかに鑑定嘱託所属に回答するとともに、その取扱状況を明らかにしておくものとする。
- 4 科捜研所長は、鑑定資料を受理した後に、鑑定を中止すべき明らかな事由が判明した場合は、鑑定嘱託所属に鑑定の中止を求めることができる。
- 5 急を要する鑑定の嘱託に際しては、警察本部の事件主管課、科捜研関係科等の事前指導を受けるものとする。

第4 鑑定資料の取扱いにおける留意事項

鑑定資料の取扱いにおける留意事項は、次のとおりとする。

- 1 鑑定資料の保管、返却は、原則としてその鑑定資料の鑑定を担当する所員が責任をもって行うものとする。
- 2 鑑定資料は、変質、破損、紛失、他の資料との混同等を防止するため、冷蔵庫、超低温槽、施錠設備のある場所等鑑定資料の態様に適した保管場所に保管し、証拠価値の保全に留意すること。
- 3 鑑定資料の返却に当たっては、返却する所員が鑑定嘱託書に記載の内容と照合

・点検の上、返却日等の取扱状況を明らかにしておくこと。この場合において、鑑定嘱託所属から受領書を受け、その状況を明らかにしておくこと。

4 鑑定資料の保管の委託に係る書面に基づき保管中の鑑定資料については、科捜研所長又は担当科長が指定した者が保管状況を随時点検すること。

5 鑑定中の鑑定資料は、いかなる理由があっても貸し出しは行わない。

第5 細目事項

この要綱に定めるもののほか、科捜研の運営、鑑定等に関する細目事項については、科捜研所長が別に定める。